

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第 2 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 5 年 6 月 8 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 案		相手方住所氏名	損害賠償 の額
場 所	概 要		
岩倉市栄町一丁目 6 6 番地 岩倉市役所	令和 5 年 5 月 1 9 日に、降雨によって市役所本庁舎コミュニティプラザ吹き抜け天井から雨漏りが発生し、2 階レストラン「さくらん坊」に雨水が流入したため、急遽、臨時休業せざるを得なくなったもの。	岩倉市東町東市場屋敷 2 0 1 番地 社会福祉法人尾北しらゆり福祉会 理事長 三橋 真人	15,477円